

概要版

# 第二期永平寺町 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度



永平寺町イメージキャラクター  
「えい坊くん」



令和2年3月

永平寺町

## 計画策定の背景と目的

子どもは、次代の主人公であり、地域の宝です。まちの明るい未来には、その子どもの健やかな成長が必要です。そのためには、安心して子どもを育てることができる環境を整備し、地域社会全体で子ども・子育ての支援体制の充実を図ることが重要です。

永平寺町においては、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年3月に「永平寺町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第一期計画」という。）を策定し、子どもや子育て家庭にとって暮らしやすいまちとなることを目指し、子ども・子育て支援の総合的な施策の展開を推進してきました。

「第二期永平寺町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、令和2年3月をもって期間が終了となる第一期計画の後継の計画であり、第一期計画の成果と課題、国の動向等を踏まえながら、引き続き子ども・子育て支援を切れ目なく、効果的に推進するために策定しました。

## 計画の位置づけと期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に則して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく事業の円滑な実施に関して定めるものです。

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。また計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
永平寺町 子ども・子育て支援事業計画(第一期)									
				・見直し ・策定	第二期永平寺町 子ども・子育て支援事業計画				

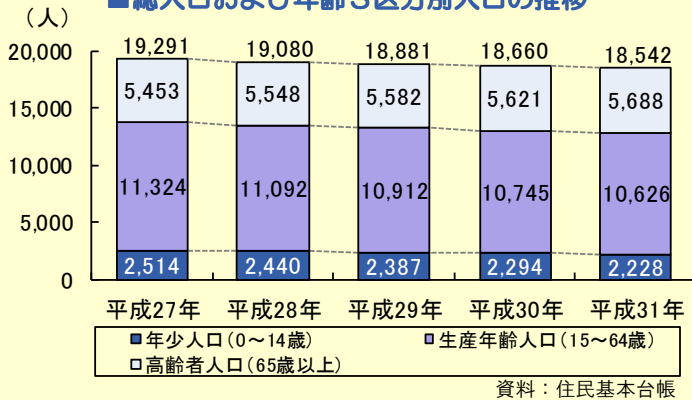
## 計画の基本理念

子どもの成長には、子どもの人権と個性を大切にし、子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、子どもの視点に立ち、健やかに成長できる支援の充実が必要です。本計画においては、第一期計画から引き続き「すくすく・のびのび 子どもが輝くまち・えいへいじ」を基本理念に掲げ、子どもが健やかにのびのびと暮らすことができる基盤整備を進めるとともに、子ども・家庭・地域が希望を持って生活できるまちの実現を目指します。

すくすく・のびのび  
子どもが輝くまち・えいへいじ

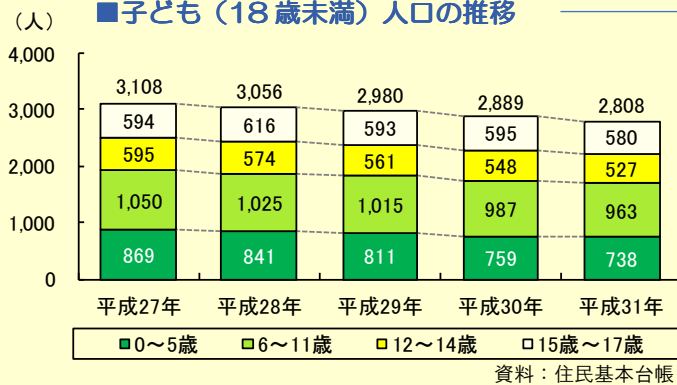
# 永平寺町の現状

## ■総人口および年齢3区分別人口の推移



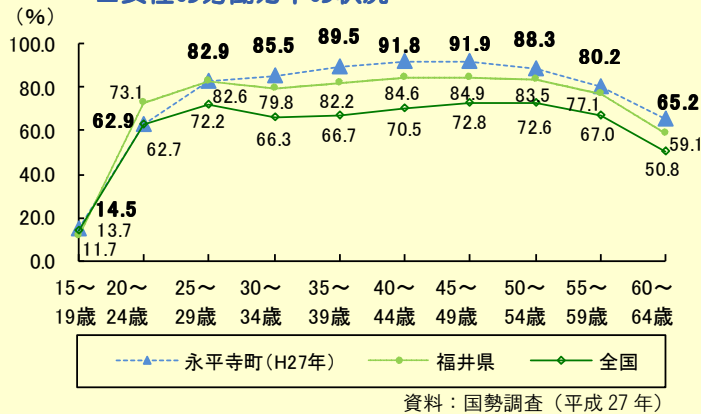
永平寺町の総人口は、減少傾向となっており、平成29年以降は19,000人を下回っています。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は減少する一方、高齢者人口は増加しています。

## ■子ども（18歳未満）人口の推移



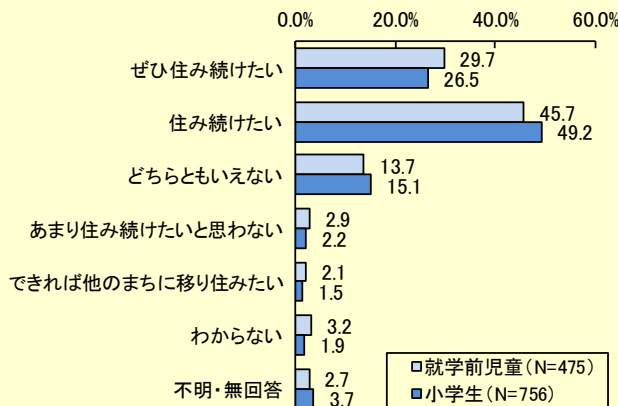
18歳未満の子どもの人口は、減少傾向となっており、平成29年以降は3,000人を下回っています。各階層別の推移をみると、15歳~17歳の子どもの人口を除く、すべての階層で平成27年以降減少しています。15歳~17歳の子どもの人口は、平成27年から平成28年にかけて増加し、その後増減を繰り返しながら推移しています。

## ■女性の労働力率の状況



永平寺町の女性の労働力率を年齢階層別にみると、40歳代後半まで労働力率は増加しており、30歳代で労働力率が低下するM字型曲線はみられません。また、20歳代後半以降のすべての年代で、労働力率は全国、福井県の値を上回っています。

## ■永平寺町は子どもを育てながら住み続けたいまちであると思うか



永平寺町は子どもを育てながら住み続けたいまちであると思うかについては、「住み続けたい」が就学前児童で4割台半ば、小学生で約5割となっており、「ぜひ住み続けたい」では就学前児童で約3割、小学生で2割台後半となっています。

## 施策の展開

### 基本目標1 子どもの成長を支える環境づくり

子どもたちの未来が生まれ育った環境によって阻害されず、心身とも健やかに成長することができる教育・保育体制を提供するとともに、子ども一人一人が個性や能力を最大限に発揮することができる環境づくりを進めます。また、家庭だけではなく、行政や地域、学校が連携・協力し社会全体で子どもの健やかな成長を支え・見守る体制を確保していきます。

#### 1 質の高い教育・保育の提供

- ・幼稚園・幼児園における幼児教育体制の整備
- ・幼稚園・幼児園の保育時間の弾力化 など

#### 2 さまざまな保育事業の充実

- ・子育て支援事業
- ・地域子育て支援センター事業の充実 など

#### 3 健康づくりの推進

- ・乳幼児健診の充実
- ・親と子の健康支援の充実事業 など

#### 4 専門的支援等の充実

- ・特別支援教育事業
- ・包括的な支援体制の構築 など

#### 5 子育てネットワークの確立と地域活性化

- ・世代間交流活動事業
- ・若者の出会い交流の場の提供 など



### 基本目標2 家庭における子育ての充実

子どもが健やかに育つためには、その家庭が子育てや子どもの成長に楽しみを見出し、子育て力を向上することが重要です。また、多様化する家庭に合わせた、柔軟な相談体制の構築をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発等、さまざまなニーズに対応すべく支援の充実を図ります。

#### 1 家庭の子育て力の向上

- ・子育てふれあい体験学習事業
- ・男女共同参画推進計画の充実 など

#### 2 相談事業の充実

- ・子育て支援センターにおける育児相談の充実
- ・保健センターにおける育児相談の充実 など

#### 3 経済的支援の充実

- ・幼児教育に伴う保護者の経済的負担の軽減
- ・子ども医療費の無料化制度の充実 など

#### 4 情報発信・情報提供の推進

- ・子育て支援に関する情報の周知
- ・SNSを活用した情報発信の検討 など

### 基本目標3 子どもが安心・安全に暮らせる環境づくり

子どもが地域で安心・安全に生活ができるよう、見守り体制や生活環境の整備、交通安全教育、防犯・災害対策の充実を図るとともに、公園や道路環境の設備を充実し、ソフト面からハード面まで地域全体において、子どもが安心・安全に暮らせる環境づくりを推進します。

#### 1 施設・環境の整備

- ・公園整備の充実
- ・学校施設の改築・改修の実施 など

#### 2 安心・安全のまちづくり

- ・交通指導員による交通安全活動の充実
- ・安全・安心まちづくり事業の推進 など

## 計画事業の量の見込み

### 教育・保育提供区域

永平寺町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）とします。ただし、事業の実施にあたっては小学校区単位等、各地区の実状を踏まえて行うものとします。

### 認定の区分

教育・保育事業の提供については、保護者の就労状況、家庭状況、子どもの年齢等から以下の「認定区分」に応じて利用できる施設等が決まることとなります。永平寺町では、3～5歳の幼稚園利用希望者を「1号認定」、幼稚園利用希望者を「2号認定」、0～2歳を「3号認定」とし、それぞれ今後5年間の利用ニーズと確保量を算出しています。

認定区分		利用できる施設
1号認定	3～5歳 【保育の必要性なし】	幼稚園
2号認定	3～5歳 【保育の必要性あり】	幼稚園
3号認定	0～2歳 【保育の必要性あり】	幼稚園

### 教育・保育量の見込み

#### ■ 3～5歳で、幼稚園を利用する子ども

単位：実利用人数/年間

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号		1号		1号		1号		1号	
量の見込 (必要利用定員総数)	50人		48人		48人		48人		46人	
確保の内容	幼稚園		48人		48人		48人		46人	

#### ■ 0～5歳で、幼稚園を利用する子ども

単位：実利用人数/年間

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込 (必要利用定員総数)	330人	46人	193人	317人	45人	189人	328人	44人	188人
確保の内容	幼稚園			317人	45人	189人	328人	44人	188人

	令和5年度			令和6年度		
	2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込 (必要利用定員総数)	324人	44人	184人	312人	43人	182人
確保の内容	幼稚園			312人	43人	182人



永平寺町では、令和元年度現在、待機児童数は0人となっており、今後も見込み量に対する確保量は満たすことができる予定です。

## 地域子ども・子育て支援事業の見込み

【表の見方】 上段：量の見込み 下段：確保の内容

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延長保育事業	実利用人数 ／年間	103 人	100 人	102 人	101 人	98 人
		103 人	100 人	102 人	101 人	98 人
子育て短期支援事業	延べ利用日数 ／年間	4 人日	3 人日	4 人日	4 人日	3 人日
		4 人日	3 人日	4 人日	4 人日	3 人日
地域子育て支援拠点事業	延べ利用回数 ／年間	7,571 人回	7,416 人回	7,328 人回	7,217 人回	7,106 人回
		7,571 人回	7,416 人回	7,328 人回	7,217 人回	7,106 人回
一時預かり事業 (幼稚園での一時預かり)	延べ利用日数 ／年間	11,520 人日	11,040 人日	11,520 人日	11,520 人日	11,040 人日
		11,520 人日	11,040 人日	11,520 人日	11,520 人日	11,040 人日
一時預かり事業 (その他の一時預かり)	延べ利用日数 ／年間	368 人日	357 人日	362 人日	359 人日	349 人日
		368 人日	357 人日	362 人日	359 人日	349 人日
病児・病後児保育事業	延べ利用日数 ／年間	228 人日	221 人日	224 人日	222 人日	216 人日
		228 人日	221 人日	224 人日	222 人日	216 人日
利用者支援事業	か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
		3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
放課後児童健全育成事業 (小学校低学年)	実利用人数 ／年間	269 人	269 人	254 人	250 人	256 人
		269 人	269 人	254 人	250 人	256 人
放課後児童健全育成事業 (小学校高学年)	実利用人数 ／年間	125 人	134 人	133 人	138 人	145 人
		125 人	134 人	133 人	138 人	145 人
乳児家庭全戸訪問事業	実利用人数 ／年間	106 人	104 人	101 人	101 人	99 人
		106 人	104 人	101 人	101 人	99 人
養育支援訪問事業	実利用人数 ／年間	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
妊婦健診事業	実利用人数 ／年間	115 人	112 人	112 人	110 人	109 人
		115 人	112 人	112 人	110 人	109 人

ほとんどの事業において、今後の見込み量に対する体制は十分に確保するものとしており、ニーズに対応できるよう、体制の強化に努めます。

町内に対応する施設がない事業においては、県内近隣施設との契約を継続し、ニーズに応じた体制の確保に努めます。

## 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適正な支給の確保に努め、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

第二期永平寺町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行：令和2年3月 編集：永平寺町子育て支援課

〒910-1192 永平寺町松岡春日1丁目4番地

TEL：0776-61-7250 FAX：0776-61-3464